

## 中城村総合戦略計画期間延長について

### 1. 経緯

本村では平成26年に策定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき平成28年3月に「中城村人口ビジョン及び総合戦略」（計画期間：平成27年度～令和元年度。以下「総合戦略」という。）を策定し取組を推進していましたが、令和元年6月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」により、国は令和2年度以降の第2期総合戦略を策定することと、各地方公共団体においても国の第2期総合戦略を勘案し、切れ目なく第2期の地方総合戦略の策定を進めることが求められています。なお、国においては令和元年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、県においても令和2年3月中に改定版が策定される予定となっており、本村においても第2期の総合戦略の策定が必要となっています。

### 2. 本村の期間延長の考え方

本村の総合戦略は「第4次中城村総合計画」（以下「総合計画」という。）と基本的な考え方の整合性を図り策定された計画で、重複した施策が多いため、第5次総合計画策定時には、総合計画が総合戦略の内容を備え一つのものとして策定いたします。それに伴い、地方創生の取組の基本的な取組である総合戦略に切れ目が生じないように「第5次総合計画」策定までの間、村の実情に応じた計画期間の延長を行います。

なお、総合計画と計画期間を合わせるための期間延長については、国が提供した「地方版総合戦略等の進捗状況等に関するQ&A」において、「地方版総合戦略に切れ目が生じないのであれば、各地方公共団体の実情に応じた計画期間を設定することもやむを得ない」とされています。

※計画延長のイメージ

